

週休2日工事の推進について

2019年4月24日

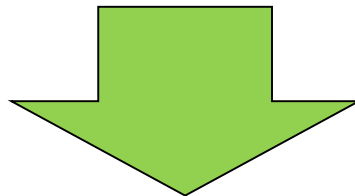
あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 概要

■概要

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び国交省の「建設業働き方加速化プログラム」（平成30年3月20日）の策定を踏まえ、国等の機関では週休2日工事の試行を実施中



NEXCO東日本においてもH30年度より週休2日工事の発注を開始、今後も継続し、週休2日工事の推進を図る。

2. 用語の定義

■用語の定義（基本は国交省と同定義） [本定義は特記仕様書に記載有](#)

○週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○対象期間

着工日から工事が完成日した日までの期間をいう。ただし、下記を除く

- ・ 年末年始（12/29～1/3）
- ・ 工事の一時中止期間
- ・ 工場製作のみの期間、
- ・ 特記仕様書に示す施工対象外としている期間

○現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

○4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 用語の定義

○余裕期間制度（国交省制度と一部相違有）⇒ NEXCO東の場合は任意着手方式のみ
契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）を受注者が選択できる制度

余裕期間：契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。

契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出のうえ協議することにより、工事着手可能



1. 余裕期間の長さ：工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 早期着手に伴う、早期しゅん功については妨げない。

3. 週休2日工事の実施に伴う費用の計上

■積算方法等 (国交省の補正率を準拠)

○発注方式及び休日区分毎の補正率

発注方式	区分	現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
発注者指定	4週8休	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.05
受注者希望	4週6休	21.4%	1.01	1.01	1.01	1.02
	4週7休	25.0%	1.03	1.03	1.03	1.04
	4週8休	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.05

現場閉所状況に応じて、上記を基準に費用を計上

4. 週休2日工事の概要

項 目	NEXCO東日本	
	発注者指定方式	受注者希望方式
①対象工事	全ての土木工事(工種問わず)のうち下記を除く工事 ・施工時間や施工期間に制約があるなど制約が多く施工条件が厳しい工事 ・現地の施工条件により早期対応が必要など施工条件が厳しい工事	
②対象工事の明示方法	入札公告、特記仕様書に「週休2日推進工事(発注者指定方式)」である旨を記載	入札公告、特記仕様書に「週休2日推進工事(受注者希望方式)」である旨を記載
③工期設定	4週8休を考慮した工期を設定 余裕期間制度(週休2日推進工事のみ導入)を活用	現行積算基準を基に工期を設定 余裕期間制度(週休2日推進工事のみ導入)を活用
④発注時積算及び単価項目の設定	4週8休の補正を考慮	補正の適用は無し
	労務費、機械器具経費等 : 週休2日推進に関する補正額 諸経費(共通仮設費、現場管理費) : 週休2日推進に関する諸経費額 を各々設定 発注者指定方式: 当初契約時に単価項目を設定(設計図書に単価項目記載有り) 受注者希望方式: 契約締結後、週休2日推進工事を行う場合に単価項目を設定(工法変更指示)	
⑤工事着工前手続き	無し	発注者より受注者宛に工事打合簿で週休2日推進工事実施の有無を協議

4. 週休2日工事の概要

項 目	NEXCO東日本	
発注方式	発注者指定方式	受注者希望方式
⑥現場閉所の確認方法	1)現場閉所を行うときは、監督員へ事前に「現場閉所届(休工届)」を提出 2)工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員へ提出	
⑦現地への掲示	工事看板や現場事務所等に「週休2日推進工事」である旨を明示	
⑧精算時の対応	現場閉所率が未達成の場合、補正分を減額(国準拠) 設計金額に変更があった場合は、④で設定した単価項目数を0とし、新単価を設定	現場閉所状況を確認後、現場閉所率に応じた補正を実施
⑨成績評定	・4週8休以上を確保した場合は、加点評価	

5. 《参考》入札公告記載例等



入札公告（説明書）

平成31年 月 日
東日本高速道路株式会社 支社
支社長

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

また、本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」の試行対象工事である。特記仕様書に定める対象期間において週休2日を確保した場合は、工事成績評価において加点評価の対象とする工事である。

H31.3末時点下記工種で計6件を公告済

- ・ 土木工事
- ・ 舗装工事
- ・ 橋梁補修工事
- ・ 道路付属物工事

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所
- (2) 工事内容
- (3) 工事概算数量
- (4) 工期

2-2. 三者協議会

2-3. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

・ 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後